



発行 東京都

目次

告示

- 特定計量器定期検査の実施 (六件) ……………
- …………… (生活文化局計量検定所検査課) ……
- 街並み景観ガイドラインの変更……………
- …………… (都市整備局都市づくり政策部緑地景観課) ……
- 公共測量の実施…………… (都市整備局都市基盤部調整課) ……
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定…………… (環境局環境改善部化学物質対策課) ……

公告

告示

● 東京都告示第百八十一号
計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 (平成五年通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項の規定により、特定計量器 (皮革面積計を除く。) の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和四年二月二十一日
東京都計量検定所長 戸澤 互

一 検査地域 新宿区

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの (分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 令和四年四月五日から同年六月八日まで (東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。)

四 検査場所 (一) 特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。

(二) のほか、東京都計量検定所 (江東区新砂三丁目三番四十一号) において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会
の名称

東京都告示第百八十二号

計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 (平成五年通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項の規定により、特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和四年二月二十一日
東京都計量検定所長 戸澤 互

一 検査地域 文京区

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの (分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 令和四年四月一日から同年五月六日まで (東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在の場所

五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会
の名称

東京都告示第百八十三号

計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 (平成五年通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項の規定により、特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和四年二月二十一日
東京都計量検定所長 戸澤 互

一 検査地域 目黒区

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの (分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを

超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 令和四年四月一日から同年五月十一日まで
(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会
検査機関
の名称

●東京都告示第百八十四号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和四年二月二十一日

東京都計量検定所長 戸 澤

互

一 検査地域 渋谷区、中野区及び荒川区

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超え二トン以下のもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二トンを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 令和四年四月一日から同年五月十七日まで
(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在

の場所

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会
検査機関
の名称

●東京都告示第百八十五号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和四年二月二十一日

東京都計量検定所長 戸 澤

互

一 検査地域 青梅市、瑞穂町及び奥多摩町

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超え二トン以下のもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二トンを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 令和四年四月二十七日から同年六月十日まで
(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会
検査機関
の名称

●東京都告示第百八十六号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和四年二月二十一日

東京都計量検定所長 戸 澤

互

一 検査地域 府中市及び昭島市

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二トンを超えるもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二トン以下のもの(分銅及びおもりを含む。)

三 検査期日 令和四年四月二十日から同年五月三十一日まで
(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会
検査機関
の名称

●東京都告示第百八十七号

東京のしやれた街並みづくり推進条例(平成十五年東京都条例第三十号)第二十八条において準用する同条例第二十七条第二項の規定に基づき、街並み景観ガイドラインの変更を承認したので、同条例第二十八条において準用する同条例第二十七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年二月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 街並み景観ガイドラインの名称
日本橋室町・日本橋本石町・日本橋本町周辺地区街並み景観ガイドライン

二 街並み景観ガイドラインの対象となる重点地区の名称、位置、区域及び面積
日本橋室町・日本橋本石町・日本橋本町周辺地区
中央区日本橋室町一丁目、日本橋室町二丁目、日本橋室町三丁目及び日本橋本町二丁目各区内別図のとおり
約七・〇ヘクタール

三 建築物の配置、形態及び外観等に関する基準の概要

通りごとの特性に応じた景観形成

(一) 中央通り

「歴史とにぎわいの連続した風格ある街並みの形成」
歴史的建造物と調和した基壇部の連続、高層部のセットバック等

(二) 日銀通り

「潤いと歴史性の感じられる街並み・歩行者空間の形成」
歴史的建造物を生かした街並みの形成等

(三) 仲通り

「ヒューマンスケールなにぎわいのある街並みの形成」
連続的かつヒューマンスケールのある軒線形成、連続的なにぎわい表出等

(四) 江戸桜通り

「桜並木による魅力ある街並みの形成」
桜並木の整備・延伸等

(五) 大伝馬本町通り

「風格と憩いの共存する街並みの形成」
中央通りと調和した基壇部の連続、たまり空間の創出等

(六) むろまち小路

「にぎわいを引き込み歩行者の回遊を促すゲート空間の形成」
にぎわいのゲート空間にふさわしいしつらえの空間の整備及び既存のヒューマンスケールの街並みを踏襲したにぎわい空間の形成

(七) 按針通り

「安全で円滑な回遊ネットワークに配慮したゆとりある歩車共存空間の形成」
道路と民有地内の空間を生かした安全でゆとりある歩行者空間の形成

(八) 中央通り地下歩道

「地上地下の歩行者ネットワークに配慮したにぎわいある地下空間の形成」

日本橋らしい色彩、素材等の採用等

(九) サイン計画

「統一されたデザインサイン計画の形成」
誰にでも分かりやすいデザインにより街の一体性を強調等

四 協議会の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

一般社団法人日本橋室町エリアマネジメント
代表理事 七尾 克久
中央区日本橋室町三丁目二番一号
株式会社日本設計

五 準備協議会と共同して街並み景観ガイドラインを作成した街並みデザイナーの氏名又は名称

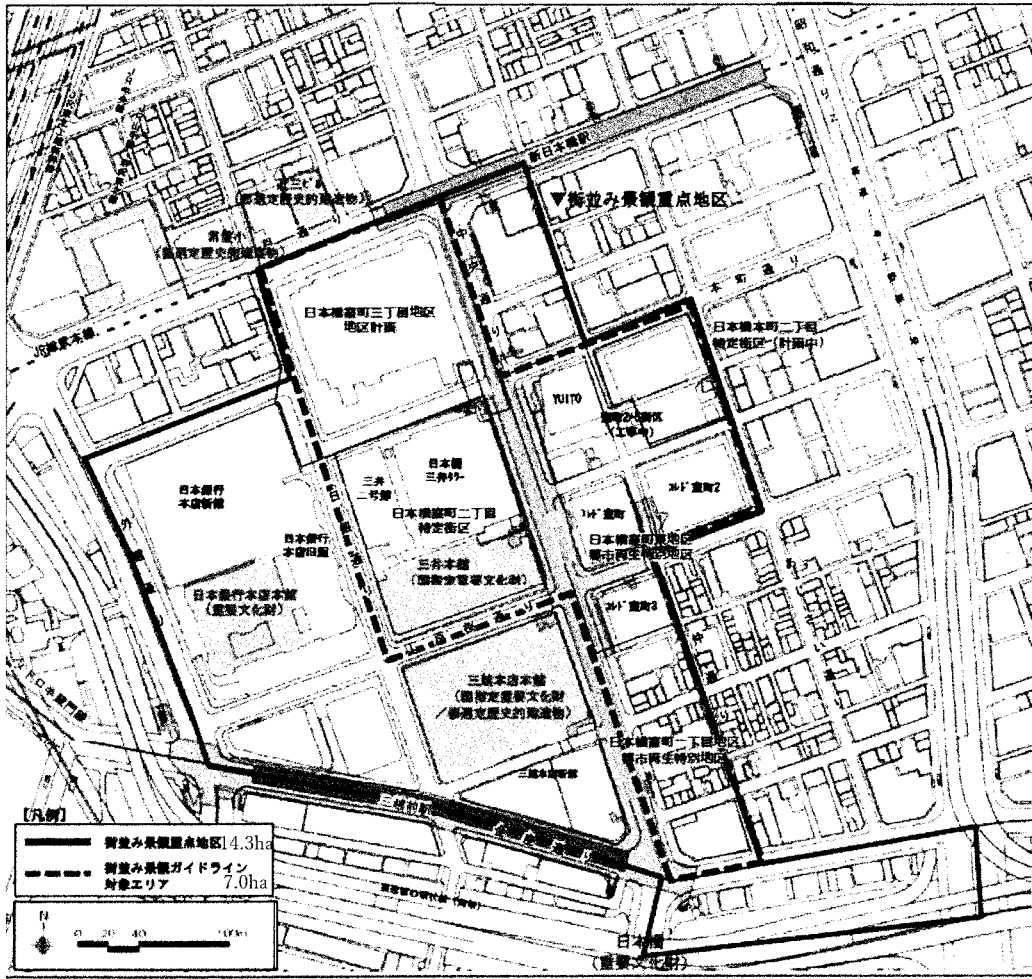
一般社団法人日本橋室町エリアマネジメント内

六 街並み景観ガイドラインの閲覧場所

一般社団法人日本橋室町エリアマネジメント内

別図

日本橋室町・日本橋本石町・日本橋本町周辺地区街並み景観ガイドライン
 街並み景観重点地区および活動対象地域 (街並み景観ガイドライン指定区域)



●東京都告示第百八十八号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、渋谷区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年二月二十一日

東京都知事 小池百合子

- 一 測量施行者 渋谷区
- 二 測量の種類 公共測量(地籍調査)
- 三 測量の区域 渋谷区宇田川町地内
- 四 測量の期間 令和三年十月二十五日から令和四年二月二十八日まで

●東京都告示第百八十九号

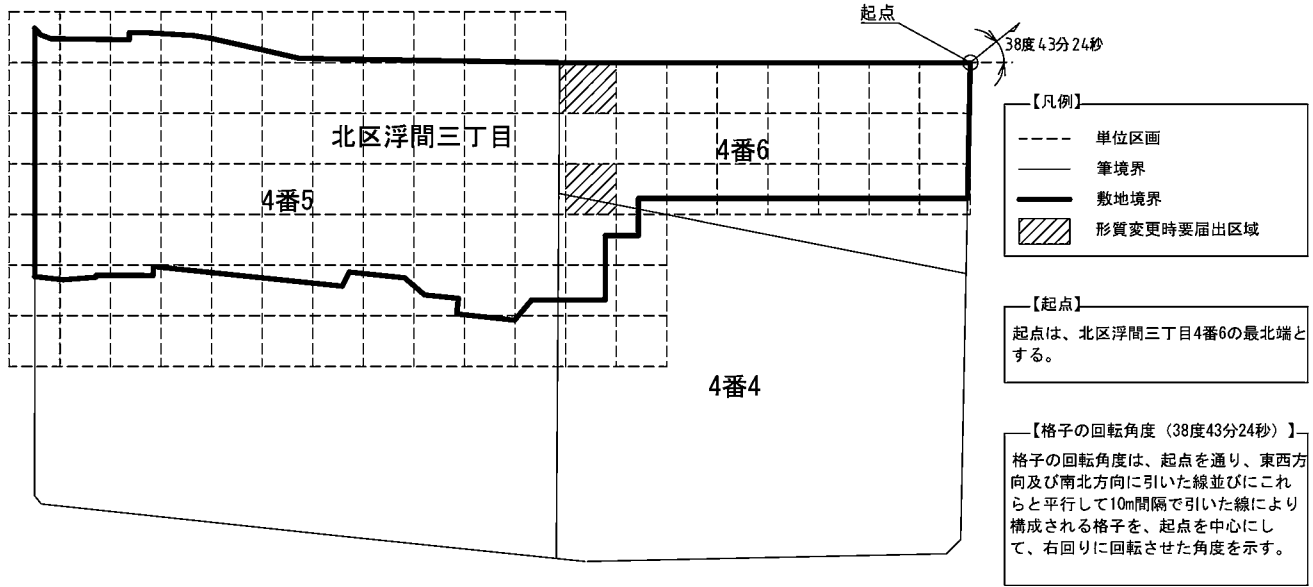
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年二月二十一日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(北区浮間三丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



公 告

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新
について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和四年二月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称
特定非営利活動法人エフアジヤパン
 - 二 代表者の氏名
伊藤 道雄
 - 三 主たる事務所の所在地
千代田区九段南三丁目二番二号 九段宝生ビル三階
 - 四 更新された認定の有効期間
令和三年六月十四日から令和八年六月十三日まで
-
- 一 名称
特定非営利活動法人市民シンクタンクひとまち社
 - 二 代表者の氏名
工藤 春代
 - 三 主たる事務所の所在地
新宿区歌舞伎町二丁目十九番十三号 ASKビル
 - 四 更新された認定の有効期間

令和三年十月二十一日から令和八年十月二十日まで

一 名称

特定非営利活動法人日本免疫学会

二 代表者の氏名

小安 重夫

三 主たる事務所の所在地

千代田区神田和泉町一番地四の二 KUMAKIビル

二F

四 更新された認定の有効期間

令和三年十一月七日から令和八年十一月六日まで

一 名称

特定非営利活動法人礎の石孤児院

二 代表者の氏名

北野 直人

三 主たる事務所の所在地

品川区西五反田一丁目十四番一号

四 更新された認定の有効期間

令和三年十二月二十六日から令和八年十二月二十五日まで

都市計画の図書の縦覧について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により関係区市から次の都市計画の図書の送付があったので、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年二月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

都市計画の種類 都市計画の決定の告示

東京都市計画地区計画 令和三年十一月十五日港区告示第三百六号

赤坂二・六丁目地区地区計画

東京都市計画地区計画 令和四年一月二十四日新宿区告示第五十二号

飯田橋駅前地区地区計画

東京都市計画地区計画 令和四年一月四日江東区告示第二号

新砂二・三丁目地区地区計画

東京都市計画地区計画 令和四年一月二十四日練馬区告示第三十八号

補助二百三十三号線大泉学園町地区地区計画

東京都市計画地区計画 令和四年一月二十四日練馬区告示第三十九号

早宮二丁目南地区地区計画

立川都市計画地区計画 令和四年一月二十五日武蔵村山市告示第五号

新青梅街道沿道第二地区地区計画

立川都市計画地区計画 令和四年一月二十五日武蔵村山市告示第六号

新青梅街道沿道第三地区地区計画

区計画

多摩都市計画地区画整理事業 令和三年十二月十七日稲城市告示第四百四十一号

稲城南山東部土地区画整理事業

縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)

都市計画の図書の縦覧について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により関係区市村から次の都市計画の図書の送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年二月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

都市計画の種類 都市計画の変更の告示

東京都市計画地区計画 令和三年十一月十五日港区告示第三百五十九号

浜松町駅西口地区地区計画

東京都市計画地区計画 令和三年十一月十五日港区告示第三百七十七号

第二十一号氷川駐車場

東京都市計画防火地域及び準防火地域 令和四年一月二十四日新宿区告示第五十三号

東京都市計画高度地区 令和四年一月二十四日新宿区告示第五十三号

<p>産緑地地区 百七十三号</p> <p>東京都市計画公 園 令和三年十二月二十八日江戸川区告示第 九百七十四号</p> <p>江戸川第二・ 二・八十号宇 喜田第一公園</p> <p>東京都市計画生 産緑地地区 令和三年十二月二十八日江戸川区告示第 九百七十四号</p> <p>八王子都市計画 生産緑地地区 令和三年十二月十三日八王子市告示第四 百二十四号</p> <p>立川都市計画地 区計画 令和三年十一月三十日立川市告示第二 百六十六号</p> <p>村山工場跡地 地区地区計画</p> <p>立川都市計画生 産緑地地区 令和四年一月一日立川市告示第二 百八十九号</p> <p>三鷹都市計画生 産緑地地区 令和三年十一月二十四日三鷹市告示第三 百十七号</p> <p>青梅都市計画生 産緑地地区 令和四年一月一日青梅市告示第百九十号</p> <p>昭島都市計画生 産緑地地区 令和四年一月一日昭島市告示第一号</p> <p>調布都市計画生 産緑地地区 令和四年一月一日調布市告示第一号</p> <p>町田都市計画高 度地区 令和三年十一月三十日町田市告示第三 百一十二号</p> <p>町田都市計画用 途地域 令和三年十一月三十日町田市告示第三 百一十三号</p> <p>町田都市計画地 区計画 令和三年十一月三十日町田市告示第三 百一十四号</p> <p>南町田グラン ベリーパーク 駅周辺地区地 区計画</p>	<p>町田都市計画生 産緑地地区 令和四年一月一日町田市告示第三百四十 二号</p> <p>小金井都市計画 生産緑地地区 令和三年十二月六日小金井市告示第二 百五十二号</p> <p>小平都市計画生 産緑地地区 令和三年十二月二十日小平市告示第二 百四十三号</p> <p>日野都市計画生 産緑地地区 令和三年十二月十三日日野市告示第二 百四十二号</p> <p>国分寺都市計画 生産緑地地区 令和四年一月一日国分寺市告示第一 号</p> <p>国立都市計画公 園 第三・三・六 号城山公園 令和三年十二月三日国立市告示第二 百七十七号</p> <p>国立都市計画地 区計画 城山南地区地 区計画 令和三年十二月三日国立市告示第二 百七十八号</p> <p>国立都市計画生 産緑地地区 令和四年一月一日国立市告示第一 号</p> <p>福生都市計画生 産緑地地区 令和三年十一月二十九日福生市告示第二 百一十号</p> <p>調布都市計画生 産緑地地区 令和三年十二月二十四日狛江市告示第三 百三十七号</p> <p>立川都市計画生 産緑地地区 令和三年十二月十日東大和市告示第七 十号</p> <p>東村山都市計画 生産緑地地区 令和三年十二月二十二日清瀬市告示第二 百九十八号</p> <p>東村山都市計画 生産緑地地区 令和三年十二月二十四日東久留米市告示 第百八十号</p> <p>立川都市計画道 路 三・四・十七 令和三年十一月三十日武蔵村山市告示第 百三十一号</p>	<p>号桜街道線</p> <p>立川都市計画地 区計画 令和三年十一月三十日武蔵村山市告示第 百三十二号</p> <p>村山工場跡地 地区地区計画</p> <p>立川都市計画用 途地域 令和四年一月二十五日武蔵村山市告示第 七号</p> <p>立川都市計画高 度地区 令和四年一月二十五日武蔵村山市告示第 八号</p> <p>立川都市計画防 火地域及び準防 火地域 令和四年一月二十五日武蔵村山市告示第 九号</p> <p>多摩都市計画生 産緑地地区 令和三年十二月七日多摩市告示第五 百三十九号</p> <p>多摩都市計画生 産緑地地区 令和四年一月一日稲城市告示第一 号</p> <p>福生都市計画生 産緑地地区 令和四年一月一日羽村市告示第一 号</p> <p>秋多都市計画生 産緑地地区 令和四年一月一日あきる野市告示第一 号</p> <p>西東京都市計画 道路 令和三年十一月二十六日西東京市告示第 二百四号</p> <p>区画街路都市 高速鉄道西武 鉄道新宿線付 属街路第一号 線</p> <p>西東京都市計画 道路 令和三年十一月二十六日西東京市告示第 二百四号</p> <p>区画街路都市 高速鉄道西武 鉄道新宿線付 属街路第二号 線</p>
--	--	---

西東京都市計画 道路 区画街路都市 高速鉄道西武 鉄道新宿線付 属街路第三号 線	令和三年十一月二十六日西東京市告示第 二百四号
西東京都市計画 道路 区画街路都市 高速鉄道西武 鉄道新宿線付 属街路第四号 線	令和三年十一月二十六日西東京市告示第 二百四号
西東京都市計画 道路 区画街路都市 高速鉄道西武 鉄道新宿線付 属街路第五号 線	令和三年十一月二十六日西東京市告示第 二百四号
西東京都市計画 道路 区画街路都市 高速鉄道西武 鉄道新宿線付 属街路第六号 線	令和三年十一月二十六日西東京市告示第 二百四号
西東京都市計画 道路 区画街路都市 高速鉄道西武 鉄道新宿線付 属街路第七号 線	令和三年十一月二十六日西東京市告示第 二百四号

西東京都市計画 道路 区画街路都市 高速鉄道西武 鉄道新宿線付 属街路第八号 線	令和三年十一月二十六日西東京市告示第 二百四号
西東京都市計画 道路 三・四・十七 号東伏見線	令和三年十一月二十六日西東京市告示第 二百五号
西東京都市計画 生産緑地地区	令和三年十二月六日西東京市告示第二 百十号
神津都市計画と 畜場	令和四年一月五日神津島村告示第五号
神津島村と畜 場	
縦覧場所	東京都都市整備局都市づくり政策部都市 計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北 側)

--	--

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一〇一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

